

役員等の報酬等に関する規程

第一章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人光綾会(以下「この法人」という。)の業務に従事する役員等の報酬等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程における役員等とは、この法人の理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会の委員をいう。

第二章 報 酬 等

(報酬等の額)

第3条 役員等の報酬等の額は、役員等個人の役割、職務内容、この法人の経理状況及びその他の事情等を考慮し、総合的に勘案して支給する。

2 前項に規定する報酬等の額は、理事及び監事については、評議員会の議決によって定める。また、評議員の報酬等の額についても同様とする。

3 前項に規定する報酬等の額は、役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席した場合、その他この法人の業務に携わったときは日当の額として次の報酬を支給する。ただし、この法人が運営する事業所に従事する施設長等については、報酬は支給しないものとする。

(1)理事、監事

報酬の額(日当) 9,120 円

(2)評議員

報酬の額(日当) 9,120 円

(3)評議員選任・解任委員会委員

報酬の額(日当) 9,120 円

(報酬等の支給方法)

第4条 前条第3項に規定する報酬等は、役員等が会議等に出席した場合に、その都度現金にて支給するものとする。

2 報酬等の支給額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁償)

第5条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席した場合、その他この法人の業務に携わったときは、交通費として次の額の費用弁償を支給する。ただし、この法人が運営する事業所に従事する施設長等については、費用弁償は支給しないものとする。

(1)理事、監事

費用弁償 2,650 円

(2)評議員

費用弁償 2,650 円

(3)評議員選任・解任委員会委員

費用弁償 2,650 円

(費用弁償の支給方法)

第6条 前条に規定する費用弁償は、役員等が会議等に出席した場合に、その都度現金で支給するものとする。

2 費用弁償の支給額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

附 則

第1条 この規程は、平成29年4月1日から適用する。